

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號三第 卷五十五第

月九年七十和昭

論叢

北支の金納小作制度……………經濟學博士 八木芳之助

松方正義公の經濟政策論……………經濟學士 堀江保藏

支那證券市場の性格……………經濟學士 德永清行

呂祖謙の貨幣思想……………經濟學士 穗積文雄

研究

近世絹織業の市場構造……………經濟學士 堀江英一

支那に於ける開墾問題……………經濟學士 山崎武雄

說苑

中小工業と創造信用……………經濟學士 田杉競

附錄

彙報

松方正義公の經濟政策論

堀江保藏

一 序 言

松方正義公が大久保利通卿に次いで、維新後の我國經濟發達史上の偉大なる指導者であつたことは、異論のないところである。即ち公は大久保卿の在世當時にはその股肱・腹心として卿を援け、その薨去の後に於ては卿の政策にして踏襲すべきは踏襲し、修正すべきは修正して、よく我國經濟發達の礎石を確立した¹⁾。地租改正・紙幣整理・金本位制の實施等その經濟政策・財政々策上の偉大なる業績に就ては事新らしく述べる必要のないところであるが、此等の業績と共に興味を感ずるのは、公の經濟政策論である。本稿に於てはこの經濟政策論を二三の項目に分つて體系づけて見たいと思ふ。據るところの資料は「松方伯財政論策集」に收めらるゝ上奏文・意見書・演説等であつて、其等は總て明治前期即ち公の活動の前半期のものである。従つてその經濟政策論の全貌を窺ふことは出来ないが、我國經濟發達の基礎確立期に於ける指導的的政策論を知る上には不十分とはしないであらう。

二 産業振興論

所謂産業とは農工商の三業を指す。後に掲ぐる振農策を除いては、直接に産業の振興を説いた文字は殆ど見當らないが、公の貿易政策論・貨幣政策論には概ね産業振興の事が論ぜられてゐるのであつて、例へば「財政管窺概

1) 土屋喬雅「日本資本主義史上の指導者たち」51頁以下参照。
2) 「明治前期財政經濟史料集成」第1卷所收。

略（明治十三年）の第十一目には『貿易の本たるや農工商の三つの者に外ならず。故に苟も農にして開けず、工にして進まず、商にして明らかならずんば、猶ほ盲にして見るを欲し、聾にして聞くを欲し、啞にして言ふを欲するが如きなり。其れ此の如し、爰ぞ能く一國の富強を致し財政の眞理を得るものあらんや。三者舉らずんば百政の瓦解する期して待つべし』と、その國民經濟上の重要性が説かれてゐる。

また「海關稅改正議」（第一）（七年）に於て、正貨の流出を防止するためには、稅權を回復して輸出稅・輸入稅とも我國産業の情勢に即應して自主的に賦課すべきことを論じてゐるが、その中に『今眼前實地の形情に就て之れを論ぜんに、凡そ彼より我に輸入するの諸品を見るに、毛布・綿布其他百般の諸物大抵皆是人生日用全盡の人工品なり。我より輸出するは茶葉を除く外絹絲・蠶卵の如き畢竟半經の人工品にして、其他は只米・麥・石炭・銅等の如き粗大天然物の數品に過ぎざる而已。若し此轍に因り依然變ぜざる中は、若干の年月を経るに従ひ内國の輸出は只天然粗大の數品に止まり、全盡の人工品は日用須要の品物と雖も盡く之を他邦に仰ぎ、内地の人民之れが爲に年來の生業を失し、富者は産を破り職工は手を空ふし、游惰衛に呻ひ窮者途に墮ち、堤決蕩出禦ぐ可からざるの勢に至らん事、智者にして而後に知るを待たざるなり』と述べて、貿易の均衡を保つ上に特に工業の重要なことを強調してゐる。

この事は更に「通貨流出を防止するの建議」（八年）にも明瞭に窺はれる。この建議は正貨流出の原因として、常に輸入超過の状態にあること、内品の輸出少くして外品の購求多きこと、貿易上内外授受の際に於て墨西哥銀を通用し及び金貨の本位一定せざること、國內に紙幣氾濫し而もそれが不換紙幣なること、外債の償却並に海外在留の官員・生徒のために巨費を要すること、の五箇條を挙げ、その救濟策として稅權收復、大節儉、金貨稅納、

紙幣減少及び準備金増殖、外債償却方法の改善の五箇條を提議し、各その方法を開陳せるものであるが、そのうち節儉について、先づ『節儉とは何ぞ、唯官庫を富ますの謂にあらす。全國萬止むを得ざるにあらざれば敢て外品を需用せず、務て自國の産物を以て日用に給するの手段を設け、農工商の三業を盛にし國家をして富饒に赴かしむるの方向を定むるの謂なり』と定議し、諸官廳率先して國産を使用すべきこと並にその方法を説き、『夫れ方を設くる如此、事を行ふ亦如此にして益工業を起し、力を農政に盡し、其をして興起振作せしめば内地の物産日に月に漸く蕃殖せん。畢竟方今輸出入の平均を得ざるは、内の物産少く外品購求の多きより致す所なれば、苟も力を盡して物産蕃殖の方を設け、意を専らにして外品の購求を省き減じ、内外出入の平均を得るの日に至ては、若干貨幣の外出するも亦變るに足らざるべし』と述べ、かくの如く一方に物産蕃殖に力を盡し、他方に外品の購求を減少すれば、十年後には必ず物品の精良・工業の盛大得て期すべく、理財の根基亦確立すべきも、外品の購求にして止まざれば、たとひ農工業を振起し物産蕃殖の方法を設くるも、必ず中道にして廢絶せんと警めてゐる。

然らば産業を振興するの方途如何。上述の節儉はその一であり、後述する保護税の採用はその二であり、鐵道の開設はその三であるが、公が最も重要視したのは貨幣制度及び金融機關の整備であつて、例へばその「財政議」(十四年)に於て『方今の急要は貨幣運用の機軸を定め、正貨を蓄積して紙幣償還の元貨を充實せしめ、物産を興隆して輸入を制するの目的を立てざる可からず。貨幣運用の機軸を定むるとは何ぞや。日本帝國中央銀行を設立する是れなり』としてその構成並に業務の要領を掲げ、更に地方の散金餘費を集合して廣く活動するを本旨とする貯蓄銀行、及び専ら資本流通の便を謀り、物産を興隆し、事業を進捗せしむるを目的とする勸業銀行を併せ設立すべきことを説いてゐる。かゝる貨幣及び金融の方面よりする産業振興論は、前掲「通貨流出を防止するの建

議」にも現はれてゐるのであつて、即ち『方今我邦金貨の通融殆んど既に壅塞し利子の貴き事甚しく、隨て農工商の三業一として其産を得るものなく、其業を盛大にせんと欲するも亦期すべからず。要するに蚤く之を救ふの方法を設けずんばあるべからず』と述べて、速かに金貨兌換の制を樹立すべきことを論じてゐる。

かくの如く公は産業振興の頗る重要なることを力説しつゝ、その提唱する振興方策に至つては間接的・消極的であつた。公が租税頭時代・勸農局長時代に大久保卿によつて行はれた直接的保護獎勵政策に對しては、批判的であるよりは寧ろ反對論を唱へた。これ公の自由經濟論より出づるところであり、硬貨主義に據るところであるが、唯農業に對しては積極的に政府が人民を指導誘掖するの必要を論じた。その事は「農書編纂の議」及び「勸農要旨」(共に十二年)其他に見らるゝところであり、黒正博士によつて十分に説明されてゐるところであるから、ここに詳説を略するが、唯一言すべきは、公が何故に農業を最も尊重し、これに關する特段なる意見書を草したかといふことである。それは江戸時代の農本主義の餘燼が尙ほ存してゐるからとも考へられよう。併し實は當時の工業品と稱するものは、輸出品・輸入品を問はず農産物を原料とするものが大部分を占めてゐたからであつて、即ち「勸農要旨」の冒頭、我國農業の不振を證する十箇條のうち「現に我より海外に輸出する物産は僅に蠶絲・製茶及び海産の數種に過ぎず、彼より我に輸入する物貨中に於て、實に驚くべき數量と價額を有するものは棉花・羊毛・砂糖なり。貿易の平均を失ふ大率此三大物に係る。而して彼此皆農力に因りて製出するものとす」なる一箇條が掲げられてゐる。かやうに考へるならば、公の農業政策論はとりも直さず工業政策論であり、産業全體の中心的地位を占むべき農業を先づ積極的に振起すべきことが考へられたのである。

『貿易の本たるや農工商の三つの者に外ならず』との命題に従ひ、次に公の貿易政策論を見よう。

3) 黒正博士「松方正義公と明治初期の農政」(本庄博士編「明治維新經濟史研究」所収)

三 貿易政策論

公の貿易政策論を述べるに當り、先づその貿易論を一瞥しなければならぬ。明治七年租稅頭時代に、租稅助吉原重俊と連署にて大藏卿大隈重信及び大藏少輔吉田清成に提出せる「海關稅改正議」の冒頭に曰く「上に質味風候の異あり、故に産類自ら同じからず。人に職業巧拙の別あり、故に造工自ら別あり。是を以彼の無此の有を仰ぎ、甲の過乙の不足を補ひ、互に營生の道を計らざるを得ず、是貿易の由て起る所以なり。故に貿易は人生の須要止む事を得ざる所のものにして、庶民の安富貧困に至り之れに關する固より少々とせず。就中海外の貿易に至ては一國の貧富強弱に關する實に大にして、能く其制限を定むる眞に經國の大業なり。尤軌近水陸來往の便大に容易く、貿易の道從て増多し、日に進み月に盛に其勢至らざる所なからんとす」と。即ち外國貿易の起るべき必然性とその國家の貧富強弱に關する重要性和を説くのであつて、この後の點は明治十二年橫濱町會所に於て行はれた生絲繭共進會閉場式に於ける演說の中に次の如く強調されてゐる。曰く「我國貿易の形勢を近く譬ふるに、若し夫れ攻戰の輸贏は目前流血の淋漓たるを見ざるを以て、世人の感觸甚だ淺しと雖も、其實際を觀察すれば利害の係る所戰爭よりも甚し。故に輸出の輸入に及ばざるよりして外出する所の貨幣は即ち兵家の糧食に非ずして何ぞや」云々と。恰も本多利明の貿易觀を再現せる觀がある。

外國貿易の起る必然性より觀れば、貿易政策論は自由貿易論に導かれる。公も亦「準備金運轉正貨増殖方略の義」(十四年)のうちに「正義熟ら之を案するに、經濟上の理論より之を云へば、凡そ貿易の事たる宜しく之を人民の自營に放任すべきものにして、而も政府の干渉を要せざること言を俟たず」と述べてゐる。併し貿易の國民

4) 本多利明はその著「經世秘策」に於て「異國交易は相互に國力を拔とらんとする交易なれば、戰爭も同様なり」と論じてゐる。

經濟的重要性に立脚すれば、必然的に保護貿易を主張せざるを得なかつた。公の保護貿易論は多くの意見書に見られるが、その最も明瞭なるは上掲の「海關稅改正議」であつて、即ち『年來歐米の諸國に於て經濟の大家並出し、各其意見を主張し議論紛紜たり、最も外國貿易の方法を論ずるに至つて異論更に一定せず。然れども其歸を要するに自由貿易・保護稅の兩説に出でず。自由貿易は物品の進口を自在にし、貿易の自然に任せて別に造意稅額を定め制限を立る事なきを以て主とし、保護稅は進口の物品に於て區別を立て稅額を定め、外物の濫入を制限し内國の百工を獎勵保護するを以て主とす。然るに各國政府或は自由貿易の論を採り或は保護稅を用ひ、輸出入の稅額を定むる區々一定なし。蓋し其國勢と事體とに因て之れが取捨を爲すを以て自ら治術に於て異同ある所以なり』と、貿易政策の相對性を説き、進んで我國の貿易狀態を統計的に觀察して輸出の輸入に到底及ばざるを指摘せる後『尙推して將來の事を察するに、漸次邦人の好尚多く輸入物品に偏し、衣食居住日用須要の品類に至るまで盡く彼が風習に慣ひ洋品の流行する駸々乎として日に盛なるの勢あり、即ち輸入彌増多して決して減少するの情なきは必然なり。若し此の如く輸出入の比較に於て逐年大差を生じ常に輸出の輸入に及ばざるを致すときは、其差異固より現貨を以て償はざるを得ず』と述べ、正貨流出すれば現在巨額に發行せられてゐる紙幣はその信用を失墜し、日用交換の際大いに紛擾を生じ、産を破り業を離れて人民は苦難に陥るであらうし、また前に産業振興論の項に引用せし箇所に見ゆるが如く、人工品の生産は總て我國から失はれて、富者は産を破り職工は手を空うするに至るであらうと論じてゐる。かゝる貿易上の不均衡を救濟する上に重要なる手段の一は、實に自主的なる保護稅の賦課にあり、そのためには先づ關稅權を回復せざるべからずするのであつて、關稅自主權を回復すれば『稅法の收放寬嚴皆我が胸算に出で、外品濫入の患を節し内工繁殖の業を興し、自から現貨の外出を防ぎ

紙幣の信用を保たん事其以て疑ひ無かる可し」と説くのである。

税權回復に關しては同年中更に二つの意見書が提出されて居り、翌年提出の「通貨流出を防止するの建議」(前出)の中にも正貨流出防止の第一策として掲げられてゐる。而してその冒頭に曰く「夫輸出入の平均せざるや現貨流出の弊を致す所以なり。其流出する所以のものは何ぞや、蓋し海關の税權我に全收せざるより致す所にして、税則改定せざれば流出の弊決して防ぐべからず」と。

以上要するに、公の貿易政策論は保護貿易論であつて、我國の現状に即應して適宜に輸出入税を加減し、一は以て國內産業の振興に資し、他は以て正貨の流出防止に資せんとするにあり、そのためには關稅自主權の回復が先決問題であつた。勿論この事は公獨りが懐ける見解ではなく、當時の我が施政方針の重要な一項目であり、所謂條約改正のためにあらゆる努力が拂はれたことは言を要せざるところであるが、それにしても公が正貨の流出防止乃至はその獲得のために如何に腐心したかは特に注意すべきところであらう。従つて貿易の事は本來人民の自由に委ねべきであると思ひつゝ、上述の如く現勢に應じて保護貿易論を主張したが、更に進んで政府自ら貿易そのものに關與する方策をも説いたのである。試みに「準備金運轉正貨増殖方略の議」(十四年)を見るに、準備正貨増殖の方略には内地に施すものと海外に施すものとの二者あるも、實際に施すべきは後者なりとし、さて『之を外國に施すに就ては、其方略も亦一ならずと雖とも、概して之を言へば曰く直輸荷爲換、曰く直漕此兩種に向て政府が間接に一時融通の便利を興ふる方法に外ならざる也。然り而直漕の事たる、現時我商舶の海外に直航するもの殆ど罕れなるを以て姑く之を措き、現時施し得べき所の者は第一直輸荷爲換の一事に向て保護を興へて、以て海外正貨を我國に汲收するの一方あるのみ』と述べてゐる。

それは輸出業者に通貨を以て資金を前貸し、海外に於て正貨を以て返納を受けんとするものであつて、既に明治十年以來實施せられ、また十三年以後は紙幣整理に必要な正貨蓄積のための主要な手段として政府が全力を傾注したところであるが、公は更に一步を進めて、嘗ては政府自ら直輸出にたづさはることをも考へてゐたものであつて、その事は明治八年の「通貨流出を防止するの建議」の中に説かれてゐる。即ちそれは、當時我が外債の償却は總て東洋銀行の横濱支店を通じて行はれ、自然同行が我が金權を掌握する姿となり、その弊害少なからざるに鑑みて建てられた意見であつて、若し直輸出の方法を採るならば、内地物産蕃殖の道を開墾すると現貨の流出を防止するとの二益あるのみならず、外商が我が金權を掌握するの弊害も除去せられ得るとし、同時に政府のかる商業行爲は商人の區々たる營利行爲と同日に論ずべきものに非ざることにも強調せられてゐる。

四 貨幣政策論

以上の産業振興論及び貿易政策論に於て見らるゝところは、要するに貿易の均衡を維持して正貨の流出を防ぐためには産業を振興せざるべからず、産業を振興するためには貨幣制度を整備し保護税を採用し及び鐵道の普及を圖らざるべからず、而して貿易にして均衡を得ず正貨流出すれば、國內には不換紙幣の氾濫を免がれず、從つて産業は萎微し貿易の不均衡は更に加はるべし、といふにあり、結局公の政策論に於てはその出發點も歸着點も健全通貨にあり、別言すれば産業政策の基軸をなすものは健全通貨の確立にあつた。

この事は既に明治八年の「通貨流出を防止するの建議」全體に現はれてゐるのであつて、即ち同建議は「夫れ金銀貨幣は人民の膏血にして國家の元氣なり、其用たるや廣且つ大、之を用ふる其宜しきを得れば經綸の大業得て

5) 準備金に於ける正貨増殖のため直輸出荷爲替を利用したのは明治十三年十月以降である。

6) 公の鐵道政策論は紙面の都合上割愛した。

起すべく、其宜しきを得ざれば財用日に乏しく上下盡く衰頽し、國家の勢崩るゝが如く不測の大患實に之よりして生ぜん』なる句を以て始まつてゐる。また明治十四年の「財政議」にも『邇て正貨空乏の原因を索むるときは一ににして能く盡す可きに非ずと雖も、專ばら貿易の出入相償はずして濫出の多きに歸せざるを得ず、貿易の出入相償はざるは物産の繁殖せざるに原因す。物産の繁殖せざるは貨幣運用の機軸定まらずして資本礙滯の故たるや明らかなり』とある。

この健全通貨主義、換言すれば正貨主義は公の本來の政策原理であつたことは勿論であるが、その明治十一年の渡佛に際し同國の元老院議員にして經濟學の權威たるレオン・セーより經濟學・財政學を學ぶに及び、愈々確固たるものとなつたものゝ如くである。例へば十六年公がセーに送つた書翰の一節に紙幣整理の進捗状態を報じて『抑も余が財政の事に於けるや、決して軟貨を以て目的を定めず、固より硬貨の主義に是れ依る。故に敢て現今の形況に満足するの念慮毫末も存せず。是れ乃ち閣下が曾て余に向つて懇示せられたるの大趣旨にして、余が終始確執して動かざる所なり』と述べられてゐる。

かくの如く硬貨主義に立脚する政策論に於ては、當然貿易の均衡による正貨流出の防止といふことが考へられなければならなかつた。進んで正貨獲得のためには政府自ら直輸出貿易を營み、或は荷爲替金融を行ふ方策が考へられなければならなかつた。否寧ろ正貨を蓄積して健全なる貨幣制度を樹立することにこそ經濟政策の重點が置かれねばならなかつたのである。換言すれば公の經濟政策論は貨幣政策論を樞軸として體系づけられ得るのであり、公が死を賭して紙幣整理を斷行したのはまさにこの政策論體系の具體化に外ならなかつたのである。

五 自由經濟論

先に公の産業振興論を述べるに際して、公が直接的な保護干渉政策に對して批判的であつたこと、並に原則として自由貿易論者であつたことを一言した。公の經濟政策論の全體を見る上に於て最後に一言すべきは、この自由經濟論の主張に就てである。

既に明治四年の「地租改正説」に於て、その第一項に「地所の耕作は其持主の自由に任すべき事」、第二項に「地所賣買讓與は勝手たるべき事」、第三項に「穀物の輸出入を允許す可き事（幕府は之れを禁じてゐた）」を掲げてその各々を解説し、要するに封建社會に於ては以上の事柄を束縛してゐたのは理由あつての事であるが、今や近代國家の統一成り、國際經濟關係に入り込んだのであるから、かくの如き束縛は人民を不幸にするのみならず、國家の伸張をも阻害するものであると説いてゐる。尤も絶對的なる自由放任主義を執るべしとするのではなく、『以上三件は其自由に任すとすれども、只に之を農民に放棄して敢て之れが取締を立ざれば、此自由は直ちに増長して人民社會の經營を妨害するの場合に至る可からざるを以て、政府之に關涉し、單に人民をして互に信用を得せしめ、而して之れが取締の不便を來たさざるを以て簡要とす』と、政府の取締りと人民各自の自己責任とを條件とするものなることを明かにしてゐる。

地租改正に伴ふ土地私有權の確認が『普天率土無非土土』の大義を傷くるものなりとの非難が往々にして起つたが、公は「地租改正地券授與に關する辯誤」(十六年)なる一文に於て、かゝる非難を以て「國土管領の公權と田産所有の私權とを混淆し、田産所有の私權を確實にせられたるを見て、國土管領の公權を分裂附與せられたる者となして論を立てたるの誤謬に外ならず」となし、或はブルンチエリーの説を引用し、或は我國古代の制度を例證して自説の據り所とし、進んで『國家富強の基を建てんと欲する、民産所有の權を確實にし之をして自強自勉

の心を發揮せしむるより急なるはなし」と論じてゐる。

かゝる自由經濟論的見解は明治十二年の「勸農要旨」に最も明瞭に現はれてゐる。即ちその第二節「勸農の主義及び前途の目的を論ず」は、政府の指導誘掖は、人民の自由に委ぬるに於ては到底農業の進歩と物産の増殖とを期待し得ざる現状に於てのみ用ふべき方策にして、本來的には採るべからざるものなることを論じたものであつて、「假令政府が何等の新利良法を以て人民に勸むるといへども、之を實行するものは人民の力なり、而して之を取捨するの權只人民の撰ぶ所のみ。人民應ぜざれば政府復之を奈何ともすることなし、況や人民の會て好まざる所を強ひ、人民の未だ信ぜざる所を責むるに於てをや。更に一步を進めて之を論ぜば、人民能く政府の力に倚賴せずして興す所の事業にあらざれば之を獨立の事業といふべからず、其人民獨立の事業より生ずる所の結果にあらざれば之を眞の公利公益と認むべからざるなり」と述べてゐる。従つて指導誘掖の結果人民が既に政府の指示せる方向に進み、各自相競ひてこれに従事するに至らば、政府は直ちにその事業を抛却して人民の自營に委ねべきであつて、富岡製絲場・塙新績場・下總牧羊場及び東京府下に存する各種試験場の如きは總てかゝる事業に屬するとしてゐる。

同書第六節「資金を人民に貸與して其産業を保護するの得失を論ず」にも同様の趣旨の意見が述べられてゐるが、興味深きは、封建制度の餘弊、人民未だ自主獨立の氣概に乏しきことを道破せる點である。曰く「姑らく資金を人民に貸與するは時勢民情の已むことを得ざるに出づるものとせんか。蓋し一國獨立の體面は人民政府に倚賴せずして各自の力に衣食するにあり、政府が人民に望む所も亦此一點にあるのみ。然るに現時の民情たる尙昔時封建藩治の餘習に染着し、獨立自奮の氣力に乏しきに、政府其獨立の方向を示さずして反て之に資金を貸與せ

ば、人民は益政府の力に倚頼せんことを希望するは自然の勢なり。斯くの如くにして物産の繁殖を謀る、傾國の資財を給するといへども其餘りあるを見ざるなり」と。

要するに公はよき意味での自由經濟の主張者であり、當時に於ける進歩的經濟政策論を代表するものであつて、公が大久保卿に代つて國政の中心的地位に立つたことが、我國經濟政策の轉換に頗る重要な意味を持つものであることを窺はしむるであらう。

六 結 語

以上に於て松方正義公の明治前半期に於ける經濟政策論を概説した。内容の重點は要するに、その政策論は貨幣政策論を樞軸として體系立てられてゐたこと、並に自己責任に立脚する自由經濟論が主張せられたこと、この二點に歸着するが、それはまさに不換紙幣の氾濫に基く經濟界の混亂・不健全なる財政を救済し、及び封建制度の餘弊を芟除し、以て我國經濟力の伸張を期する上に最も適切なる議論であつた。而して公は自由經濟論を主張したとはいへ、單に主義のために主張したのでないことは、その保護貿易論及び振農論によつて既に明かなところである。即ち經濟政策の窮極の理念として富國強兵を掲げたことは、當時の何人にも劣らなかつたのであつて、それは更に東洋銀行に金權を掌握せらるゝの弊を除去すべしと主張せること、並に紙幣整理を斷行するに當り、英國資本を入れ英國人を頭取とする中央銀行を設立すべしとの英國公使パークスの案に一顧をも與へなかつたことによつても明かに窮はれる。我々は『甚大言に似たりと雖も追年五大州の父母たらんことを標準とし、我神州を振起し皇化を萬邦に光輝する何ぞ能はざるの理あらんや』(「下問に對するの議明治二年」なる公の言を想起しなければならぬ。我々は公に於て偉大なる日本的マーカントイリストを見るのである。

附記——本稿は「明治維新後に於ける經濟政策の研究」の題下に日本學術振興會より援助を受けてなしたものである研究の一部である。